

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業
に伴う公益施設整備事業
入札説明書等変更対照表(第1回)

平成21年8月21日

横浜市

この対照表に記載のないものについては後日公表します

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業整備事業/入札説明書等変更対照表(第1回)

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前			変更後		
入札説明書		3	2	2	(2)					施設の対象	区民文化センター	ホール(舞台・客席(車いす席、親子席、補助席含む))、ホワイエ、クローク、親子室、音響室・調光室、荷捌き場、楽屋、楽屋ラウンジ、倉庫、ピアノ庫、練習施設(5室)、事務室、機械室、トイレ(各階)、ギャラリー(3階)、搬出入サービスヤード(1階)等	3,400 m ² ~ 3,450 m ²	区民文化センター	ホール(舞台・客席(車いす席、親子席、補助席含む))、ホワイエ、クローク、親子室、音響室・調光室、荷捌き場、楽屋、楽屋ラウンジ、倉庫、ピアノ庫、練習施設(5室)、事務室、機械室、トイレ(各階)、ギャラリー(3階)等	3,400 m ² ~ 3,450 m ²
入札説明書		11	3	1	(2)	イ	(1)				e 建築業務にあたる者が複数である場合は、 <u>すべての者が a から c までの要件をみたさなければならない。d については、1者が満たせば良いものとする。</u>	e 建築業務にあたる者が複数である場合は、 <u>そのうち1者が a から d までのすべての要件を満たさなければならない。ただし、d の要件について2者で満たす場合は、その2者はいずれも a から c までの要件をすべて満たさなければならない。</u>				

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
入札説明書		18	4	2	(5)	ア				提出書類	ア 提出書類 <u>(ア)入札書類:様式 4-1～ 様式 4-4</u> <u>(イ)提案書類:様式 6-1～ 様式 8-3</u>	ア 提出書類 <u>様式 4-1～ 様式 8-3</u>
入札説明書		18	4	2	(5)	ウ	(ア)			持参する場合	… 入札書及び入札価格の内訳に関する提出書類の提出とあわせ、入札説明書等に関する誓約書(様式 4-4)を提出すること。また、 <u>代理人が入札書を提出する場合には、委任状(様式 2-4 又は様式 4-2 及び様式 4-3)を添付(封入しない。)</u> すること。なお、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。	… 入札書及び入札価格の内訳に関する提出書類の提出とあわせ、入札説明書等に関する誓約書(様式 4-4)を提出すること。また、 <u>代理人が入札書を提出する場合には、委任状(様式 4-2)を添付(封入しない)し、復代理人が入札書を提出する場合には、委任状(様式 4-2 及び様式 4-3)を添付(封入しない。)</u> すること。なお、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。
入札説明書		19	4	2	(6)	カ					入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。 <u>代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状(様式 2-4 又は様式 4-2 及び様式 4-3)を提出しなければならない。</u>	入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
入札説明書		30		2	(2)					物価変動に伴う設計・建設の対価の改定	(2) 物価変動に伴う設計・建設の対価の改定 市及び選定事業者は、 <u>工事着工日から施設引渡日までの間、以下の事象が生じた場合には、相手方に対して設計・建設の対価の改定を請求することができる。</u> ア <u>工事着工日より12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約書内訳の設計・建設の対価が不適當となったと認められた場合</u> イ <u>特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設費対価が不適當となった場合</u>	(2) 物価変動に伴う設計・建設の対価の改定 物価変動のうち一定の幅を超えた部分について <u>勘案し、事業契約に定めるところにより対価の変更を行う。物価変動に伴う対価改定の詳細については、事業契約書(案)別紙6を参照すること。</u>
要求水準書		37	3	2	(4)	カ				内法寸法 表中の練習室2及び練習室3の行のみ ・電気拡声による大音量の発生はなく、その他の生音楽器の発生音が他室へ支障とならないレベル	<u>壁芯</u> 表中の練習室2及び練習室3の行のみ ・ <u>電気拡声による大音量の発生音が、他室への支障とならないレベル</u>	
要求水準書		40	3	2	(6)	イ	(ア)			設計条件	(追加)	・ <u>公用車用の区画を明確に区分すること。</u>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
要求水準書		41	3	2	(6)	イ	(キ)			その他	・電気自動車用の電源を1台分用意すること。	・電気自動車用の電源を <u>一般車用・公用車用各1台分</u> 用意すること。
要求水準書		48	3	4	(19)					駐車場管制設備	・料金徴収システム、満空表示システムを設けること。また、料金徴収システムにあわせた事前精算機を必要箇所に設置し、 <u>各課及び区民文化センター等には時間確認用の認証システム機器を設置すること。</u> 時間確認用の認証システム機器とは、各課用務での来庁者の場合、短時間の利用の場合には無料にする等を想定して、窓口担当の課で、それを認証する機器である。	・料金徴収システム、満空表示システムを設けること。また、料金徴収システムにあわせた事前精算機を必要箇所に設置し、 <u>各課には時間確認用の認証システム機器を設置すること。</u> 時間確認用の認証システム機器とは、各課用務での来庁者の場合、短時間の利用の場合には無料にする等を想定して、窓口担当の課で、それを認証する機器である。
要求水準書		50	3	5	(6)					自動制御設備	・・・ ・管理区分毎に光熱水の使用量が計量できるようにすること。計量及び管理区分は、 <u>区役所、市民利用ゾーン、区民文化センター、第2交通広場、駐車場、第2自転車駐車場、店舗、全体共用部分別</u> とすること。	・・・ ・管理区分毎に光熱水の使用量が計量できるようにすること。計量及び管理区分は、 <u>区役所・市民利用ゾーン(食堂及び多目的スペースを除く)、区民文化センター、第2交通広場、駐車場、第2自転車駐車場、食堂、多目的スペース、店舗、全体共用部分別</u> とすること。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
要求水準書		75	8	8	(1)					業務の内容	選定事業者は、施設における活動に支障をきたさないよう、選定事業者が運営を行う範囲(区民文化センター、駐車場、食堂及び多目的スペース)の什器備品に関し、保守管理、清掃、更新及び修繕等を適宜行うこと。	選定事業者は、施設における活動に支障をきたさないよう、選定事業者が運営を行う範囲(区民文化センター)の什器備品に関し、保守管理、清掃、更新及び修繕等を適宜行うこと。
要求水準書		75	8	9	(3)	オ				修繕報告書の作成提出	選定事業者は、「業務報告書」の提出にあわせ「修繕に関する報告書」を作成し、各年度の最終月の翌月 30 日までに市へ提出すること。	選定事業者は、「修繕に関する報告書」を作成し、各年度の最終月の翌月 30 日までに市へ提出すること。
要求水準書		82	9	2	(3)	ア	(ウ)	b		指導、監督及び助言	・ 選定事業者は、利用者が施設を適切かつ安全に使用するように指導、監督を行うこと。特にホールについては、舞台技術者が指導、監督を行い、必要に応じて助言すること。また、 <u>舞台機構の操作及び照明の設置については、必ず舞台技術者が自ら実施すること。</u>	・ 選定事業者は、利用者が施設を適切かつ安全に使用するように指導、監督を行うこと。特にホールについては、舞台技術者が指導、監督を行い、必要に応じて助言すること。また、 <u>舞台機構の操作は、必ず舞台技術者が自ら実施することとし、照明の設置については、舞台技術者が自ら実施するか、利用者が設置する場合には、必ず舞台技術者が指導、助言及び安全管理の監督を実施すること。</u>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
要求水準書		88	9	2	(3)	オ	(1)			アートワークの設置	区民文化センター内に、 <u>開館時までに</u> 、アートワーク()を設置する。アートワークは、区民が参加し、本施設に対する愛着を高めるようなものとする。なお、設置、内容については完工1年前までに区と協議すること。	区民文化センター内に、 <u>完工時までに</u> 、アートワーク()を設置する。アートワークは、区民が参加し、本施設に対する愛着を高めるようなものとする。なお、設置、内容については完工1年前までに区と協議すること。
要求水準書		92	9	4	(4)					その他(モニタリング及び実績評価)	駐車場では、指定管理者制度としての区によるモニタリング及び実績評価を実施する。 なお、実績評価の実施にあたり、有識者・専門家等からなる <u>外部委員会</u> を設置する場合がある。	駐車場では、指定管理者制度としての区によるモニタリング及び実績評価を実施する。 なお、実績評価の実施にあたり、有識者・専門家等からなる <u>評価委員会</u> を設置する場合がある。
要求水準書		93	9	5	(1)					業務内容	選定事業者は、第2自転車駐車場の利用管理及び必要な監視警備、点検、保守、更新、修繕を実施する。	選定事業者は、第2自転車駐車場の利用管理及び <u>利用者の募集</u> 、必要な監視警備、点検、保守、更新、修繕を実施する。
要求水準書		94	9	5	(3)	ア				施設運営に関する業務	(追加)	(キ) その他 ・ <u>自転車駐車場の供用開始にあたり、利用者の募集を行うこと。</u>
要求水準書		92	9	4	(3)	ア	(1)			利用管理	・常に利用者の安全の確保に努めるとともに、高齢者や身体障害者、子ども連れ等の利用者 <u>に対し</u> 、必要に応じて介助、誘導を行うこと。	・常に利用者の安全の確保に努めるとともに、高齢者や身体障害者、子ども連れ等の利用者 <u>があること</u> について、配慮すること。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
要求水準書		99	9	9	(2)	ア				業務実施体制	店舗運営業務の実施体制については、選定事業者の提案に委ねるものとする。	付帯事業の実施体制については、選定事業者の提案に委ねるものとする。
要求水準書	2-5										(追加)	<p>(5) <u>戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業における(平成17年度)テレビ電波受信障害机上検討業務委託報告書(平成17年8月)</u></p> <p>(6) <u>戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う地盤調査報告(抜粋)</u></p> <p>(7) <u>戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に係る個別ビル棟(全12棟)の施設建築物の業務に関する基本協定書に基づく土質調査業務委託(抜粋)</u></p> <p>(8) <u>連絡ブリッジの想定荷重参考資料</u></p>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前			変更後		
											名称	人数	その他特記事項	名称	人数	その他特記事項
要求水準書	2-8	1/4									名称	人数	その他特記事項	名称	人数	その他特記事項
											親子室	10人	4～5組	親子室	4人～6人	(削除)
											名称		その他特記事項	名称		その他特記事項
											楽屋1	…	<u>リハーサル室兼用のコインロッカー、モニター</u>	楽屋1	…	<u>モニター</u>
											練習室3		<u>椅子、監視カメラ</u>	練習室3		<u>ドラムセット、キーボード、PA、椅子、監視カメラ</u>
											名称	その他・設備特記事項	名称	その他・設備特記事項	名称	その他・設備特記事項
											楽屋1	シャワー	楽屋1	(削除)	楽屋1	(削除)
											楽屋3	シャワー	楽屋3	(削除)	楽屋3	(削除)
要求水準書	2-8	1/4									楽屋5			(削除)		

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前				変更後			
											保管場所	品名	数量	単位	保管場所	品名	数量	単位
要求水準書	5-1	4/5									舞台(映像)				舞台(映像)	ブルーレイデッキ	1	台
											舞台(映像)				舞台(映像)	フルHD対応PC	1	台
											リハーサル室(音響)				リハーサル室(音響)	音響ワゴン(CD)	1	台
											練習室1				練習室1	ピアノ用椅子	1	台
											練習室2	音響ワゴン(ミキサー)	1	台	練習室2	アンプ付ミキサー	1	台
											練習室2	音響ワゴン(ラックマウントキット)	1	組	練習室2	マイク		本
											練習室2	音響ワゴン(コンパクトミキサー)	1	組	練習室2	マイクケーブル		本
											練習室2	音響ワゴン(パワーディストリビューター)	1	組	練習室2	マイクスタンド		本
											練習室2	音響ワゴン(カセット)	2	台	練習室2	MD・CD付ラジカセ	1	台
											練習室2	音響ワゴン(MD)	2	台	練習室2	(削除)	(削除)	(削除)
											練習室2	音響ワゴン(ラック)	1	台	練習室2	(削除)	(削除)	(削除)
											練習室2	長机		台	練習室2	(削除)		(削除)

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前				変更後			
											保管場所	品名	数量	単位	保管場所	品名	数量	単位
											練習室3	長机		台	練習室3	(削除)		(削除)
											練習室3				練習室3	ギターアンプ	2	台
											練習室3				練習室3	ベースアンプ	1	台
											練習室3				練習室3	電子ピアノ	1	台
											練習室3				練習室3	電子ピアノ用スタンド	1	台
											練習室3				練習室3	ドラムセット	1	台
											練習室3				練習室3	ドラムマット	1	枚
											練習室3				練習室3	移動式スピーカー	2	台
											練習室3				練習室3	移動式スピーカース タンド	2	台
											練習室3				練習室3	アンプ付ミキサー	1	台
											練習室3				練習室3	マイク		本
											練習室3				練習室3	マイクケーブル		本
											練習室3				練習室3	マイクスタンド		本
											練習室3				練習室3	MD・CD付ラジカセ	1	台

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前				変更後				
											業務名	…	業務責任者	業務担当者等	業務名	…	業務責任者	業務担当者等	
要求水準書	7-1										業務名	…	業務責任者	業務担当者等	業務名	…	業務責任者	業務担当者等	
											区民文化センター管理運営・事業実施業務	…	兼務不可	兼務不可	区民文化センター管理運営・事業実施業務	…	兼務不可 (ただし を除く)	兼務不可 (ただし を除く)	
要求水準書	7-1										業務名	…	業務担当者等		業務名	…	業務担当者等		
											多目的スペース管理運営業務	…	～、～ 兼務可		多目的スペース管理運営業務	…	～、～ 兼務可		
要求水準書	9-3	1		1	(3)						(追加)					ただし、自動販売機の場合は、土地価格、建物価格、使用許可面積にかかわらず、1台あたりの月額を一律3,100円とします。			
落札者決定基準	1	1		1	(2)					事業の実施体制	構成員又は協力企業に不測の事態が生じた場合でも、市・区の行政事務に影響を及ぼさないような体制面の工夫について具体的かつ優れた提案がなされているか。				構成員又は協力会社に不測の事態が生じた場合でも、市・区の行政事務に影響を及ぼさないような体制面の工夫について具体的かつ優れた提案がなされているか。				

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
様式集		6	2	3	(2)						・様式 2-1 から 2-12 までを一括して左綴じし、1部提出すること(番号の若い順に並べ、様式 2-1 が表紙にくるようにすること。)	・様式 2-1 から 2-14 までを一括して左綴じし、1部提出すること(番号の若い順に並べ、様式 2-1 が表紙にくるようにすること。)
様式集		6	2	3	(2)						・「添付書類提出確認書(様式 2-13)」及び添付書類(会社概要等)については、企業ごとに A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「入札参加資格確認に関する添付書類」と書き、当該企業名を付すこと(各1部)。	・「添付書類提出確認書(様式 2-15)」及び添付書類(会社概要等)については、企業ごとに A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「入札参加資格確認に関する添付書類」と書き、当該企業名を付すこと(各1部)。
様式集		2-2									1 参加区分には「代表企業」、「構成員」または「協力企業」のいずれかを記載してください。	1 参加区分には「代表企業」、「構成員」または「協力会社」のいずれかを記載してください
様式集		5-2									割賦元金	割賦元本
様式集		5-2									4 割賦金利の構成は基準金利と乙の提案したスプレッドの合計による金利とし、提案におけるサービス対価 B の基準金利は %とします。	4 割賦金利の構成は基準金利と応募グループの提案したスプレッドの合計による金利とし、提案におけるサービス対価 B の基準金利は %とします。
様式集		5-3-3									割賦元金	割賦元本

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
様式集		5-16			(2)					資金調達計画	2 千円単位、千円未満は四捨五入記載してください。	2 円単位で記載してください。
様式集		5-16			(4)					借入金明細票	2 千円単位、千円未満は四捨五入記載してください。	2 円単位で記載してください。
基本協定書(案)		2	3	4							(追加)	(監査役の報告について追加する予定)
基本協定書(案)		4	9	2							…乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払う義務を <u>連帯して負担</u> するものとする	…乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払う義務を <u>負担</u> するものとする
基本協定書(案)		4	9	2							…なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。 <u>この場合、当該乙の賠償義務も連帯義務とする。</u>	…なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について乙に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
基本 協定 書 (案)		4	11 条								…乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払う義務を <u>連帯して負担</u> するものとする。	…乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払う義務を <u>負担</u> するものとする。
基本 協定 書 (案)		4	11 条								…なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について <u>甲に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、当該乙の賠償義務も連帯義務とする。</u>	…なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について <u>乙に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。</u>
基本 協定 書 (案)	1										<u>特定事業契約</u> (以下「本契約」という。	<u>事業契約</u> (以下「本契約」という。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
基本 協定 書 (案)	3										(追加)	3 工事監理業務 商号又は名称【 】 所在地【 】 (以下、番号繰り下げ)
事業 契約 書 (案)		目 次									別紙10 年度協定書ひな型…………… 別紙11 駐車場利用料金収入の納付……………	別紙10 駐車場利用料金収入の納付……………
事業 契約 書 (案)		2	5	1	(8)					基 本 設 計 図 書	要求水準書の「別紙5-3 基本設計完了時提出物」 に掲げる図書をいう。	要求水準書の「別紙4-3 基本設計完了時提出物」 に掲げる図書をいう。
事業 契約 書 (案)		3	5	1	(22)					実 施 設 計 図 書	要求水準書の「別紙5-4 実施設計完了時提出物」 に掲げる図書をいう。	要求水準書の「別紙4-4 実施設計完了時提出物」 に掲げる図書をいう。
事業 契約 書 (案)		2	5	1	(24)					修繕	建築物等の劣化した部分又は部材若しくは低下し た性能又は機能を、 <u>原状(初期の水準)まで回復さ せることをいう。</u>	建築物等の劣化した部分又は部材若しくは低下し た性能又は機能を、 <u>原状又は実用上支障のない状 態まで回復させることをいう。</u>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書(案)		2	5	1	(30)					設計建設の対価	サービス対価のうち、設計に関する業務及び建設に関する業務の実施に対する対価(消費税を含む。)の部分又はその金額をいう。	サービス対価のうち、設計に関する業務及び建設に関する業務、 <u>工事監理業務</u> の実施に対する対価(消費税を含む。)の部分又はその金額をいう。
事業契約書(案)		2	5	1	(44)					本施設	この契約に従い乙が本敷地に整備する施設(建設中の建物、 <u>什器備品</u> を含む。)及びその付帯施設(外構部分を含む。)をいう。	この契約に従い乙が本敷地に整備する施設(建設中の建物、 <u>事業者が整備する什器備品</u> を含む。)及びその付帯施設(外構部分を含む。)をいう。
事業契約書(案)		9	17	3							前2項の規定により甲が <u>基本設計</u> の変更を行う場合において、当該変更により乙の契約履行について追加的な費用(設計費用及び工事費のほか、維持管理業務及び運営業務に係る追加的な費用を含む。以下同じ。)が発生したときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、甲が当該追加的な費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス対価を減額するものとする。	前2項の規定により甲が <u>設計図書</u> の変更を行う場合において、当該変更により乙の契約履行について追加的な費用(設計費用及び工事費のほか、維持管理業務及び運営業務に係る追加的な費用を含む。以下同じ。)が発生したときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、甲が当該追加的な費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス対価を減額するものとする。
事業契約書(案)		29	79	2							この契約が各四半期の末日以外の日を終了した場合における維持管理の対価及び運営の対価の支払については、当該終了日までの履行部分につき別紙5の規定に準じた手続により行うものとする。	この契約が各半期の末日以外の日を終了した場合における維持管理の対価及び運営の対価の支払については、当該終了日までの履行部分につき別紙5の規定に準じた手続により行うものとする。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書 (案)		29	80	2							<u>2 乙は、平成22年度より、区民文化センターについて各事業年度に適用される維持管理・運営の対価の金額を確認するため、別紙10のひな型により、各事業年度の開始までに戸塚区長と年度協定を締結する。</u>	(削除)
事業契約書 (案)		33	90								(追加)	(設計・建設の対価はスケジュールとおりに支払われる旨の規定を追加する予定)
事業契約書 (案)		37	104								…乙から本契約に基づく業務の実施の委託を受け又はこれを請け負った者、及び出資者(以下この条において「役員等」という。)以外の第三者に漏らし、及びこの契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。	…乙からこの契約に基づく業務の実施の委託を受け又はこれを請け負った者、及び出資者(以下この条において「役員等」という。)以外の第三者に漏らし、及びこの契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。
事業契約書 (案)	1	42									供用開始日 <u>平成 25 年 3 月 1 日</u>	供用開始日 <u>平成 25 年 3 月 1 日(区民文化センターを除く)</u> <u>平成 25 年 9 月 1 日(区民文化センター)</u>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書(案)	5	50 ~ 61									(別紙5) 市	(別紙5) 甲
事業契約書(案)	5	50 ~ 61									(別紙5) 選定事業者	(別紙5) 乙
事業契約書(案)	5	53		1	(2)	イ				維持管理運営の対価	各回の支払額は、原則として同額とするが、初回支払時(平成 25 年 10 月請求分)のみ1か月分とする。	各回の支払額は、原則として同額とするが、初回支払時(平成 25 年 4 月請求分)のみ1か月分とする。
事業契約書(案)	5	55 ~ 57									(追加)	(支払対象期間について月初、月末を追加する予定)
事業契約書(案)	5	58 ~ 61									(追加)	(支払対象期間について月初、月末を追加する予定)

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書(案)	6	62		1	(2)					物価変動に伴う設計・建設の対価の改定	<p>(2) 物価変動に伴う設計・建設の対価の改定 <u>市及び選定事業者は、工事着工日から施設引渡日までの間、以下の事象が生じた場合には、相手方に対して設計・建設の対価の改定を請求することができる。</u> <u>ア 工事着工日より12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約書内訳の設計・建設の対価が不適当となったと認められた場合</u> <u>イ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設費対価が不適当となった場合</u></p>	<p>(2) 物価変動に伴う設計・建設の対価の改定 <u>ア 甲及び乙は、工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により設計・建設の対価が不適当となったと認めたときは、相手方に対して設計・建設の対価の変更を請求することができる。</u> <u>イ 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残設計・建設の対価(設計・建設の対価から当該請求時の出来高部分に相応する設計・建設の対価を控除した額をいう。以下同じ。)</u>と変動後残設計・建設の対価(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残設計・建設の対価に相応する額をいう。以下同じ。)<u>との差額のうち変動前残設計・建設の対価の1,000分の15を超える額及びこれに伴う資金調達に係る金利等の増減を含め、変更に応じなければならない。</u> <u>ウ 変動前残設計・建設の対価及び変動後残設計・建設の対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21</u></p>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
												<p>日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、<u>変動前設計・建設の対価及び変動後設計・建設の対価を定め、乙に通知する。</u></p> <p>エ <u>上記アの規定による請求は、本条項の規定により設計・建設の対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づく設計・建設の対価変更の基準とした日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>オ <u>特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、設計・建設の対価が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、設計・建設の対価の変更を請求することができる。</u></p> <p>カ <u>予期することのできない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建設の対価が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、設計・建設の対価の変更を請求することができる。</u></p> <p>キ <u>上記オ又はカの規定による請求があった場合</u></p>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
												<p>において、当該設計・建設の対価の変更額については、<u>変更に伴う資金調達に係る金利等の増減も考慮し、甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、設計・建設の対価を変更し、乙に通知する。</u></p> <p>ク <u>上記ウ又はキの協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。</u></p>
事業契約書(案)	6	62		2	(1)	ア					(ア) 平成 25 年度における改定	(ア) 平成 24 年度における改定
事業契約書(案)	6	62		2	(1)	ア					(イ) 平成 24 年度以降における改定	(イ) 平成 25 年度以降における改定

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書(案)	6	62 ~ 69									(別紙6) 市	(別紙6) 甲
事業契約書(案)	6	62 ~ 69									(別紙6) 選定事業者	(別紙6) 乙
事業契約書(案)	7										(第59条第1項及び第3項、第82条第1項、第83条第1項及び第2項関係)	(第59条第1項及び第3項、第82条第1項、第83条第1項)
事業契約書(案)	10	73								年度協定書ひな型	(別紙10全体)	(削除)